

ID: 28

担当部署: 市立大学 総務課 総務係

処分の概要	授業料及び施設整備費等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市立大学の授業料等徴収条例 第5条		
例 規 番 号	平成18年条例第84号		
【根拠条文】 (入学料等の減免) 第5条 市長は、規則で定める事由があるときは、授業料等及び施設整備費等を減免し、又は徴収を猶予することができる。 【基準】 根拠条文及び名寄市立大学の授業料等徴収条例施行規則第4条から第5条までの規定による。 (学生の入学料等の減免等) 第4条 市長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該学生の入学料、授業料、施設整備費、教育研究振興費及び実験実習活動費（以下「入学料等」という。）について減免することができる。 (1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第1項に規定する授業料等減免対象者に該当する場合 (2) 学生の扶養義務者が減免を受けようとする年度の前年度の1月1日現在において名寄市住民基本台帳に記録されており、かつ生活の本拠を名寄市に有する場合 (3) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 2 前項の規定に該当する学生が、第6条に規定する減免の申請をしたときは、第7条に規定する審査の結果を通知するまでの間、当該学生の授業料等の徴収を猶予するものとする (高校生の入学検定料、入学料及び聴講料の減免) 第4条の2 市長は、高等学校に在籍する者（以下「高校生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げるものについて減免することができる。 (1) 高校生が名寄市立大学学則第26条第2項の規定により入学しようとし、又は入学した場合 入学検定料、入学料及び聴講料 (2) 高校生が名寄市立大学学則第55条の規定により聴講生として受講する場合 聴講料 2 前項の規定に該当する者は、何ら手続を要せず、減免を受けることができる。 (減免の額) 第5条 前2条の規定により減免する額は、別表第1による。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 7 年 6 月 16 日